

会社法事例演習 問題2

1. Y は、会社成立後の事業の順調をはかり、イベントの開催を X1 社に委託した行為の効力が、成立後の会社に属するのかが問題となる。そこで、設立後の会社が負う責任の範囲を明らかにするため、会社設立中の発起人の権限をどのように考えるべきかを検討する。

設立中の会社は、会社の設立を目的としているから、発起人は、会社設立のために直接必要な行為についてはもとより、設立のために法律上・経済上必要な行為まですることができるものとみなければならない。

よって、設立中の会社の発起人の権限は会社設立のために法律上・事実上（経済上）必要な行為まで及ぶと考えるべきである。

本件のような宣伝イベントの開催によって、会社の営業に良い影響を与えることは否定できないが、その目的はあくまでも開業後の営利であることから開業準備行為に該当し、イベントの開催が会社の設立に必要不可欠なものではなく、発起人の権限の範囲外といわざるを得ず、その効果が甲社に帰属しない。

したがって、本件行為の効力は発起人 Y に属し、Y はこれに対して責任を負う。

もっとも、X1 としては、民法 117 条の類推適用に基づき、広告等に費やした費用を発起人に対して損害賠償を請求することも考えられる。

2. Y が X2 から建物や土地を購入したことが財産引き受けに該当する。

もっとも、会社の設立のために法律上・事実上必要な行為まで発起人の権限が及ぶとされているが、かかる行為をすべて発起人の権限の範囲内にあるとすると、定款に記載された範囲を超える部分について、発起人に求償しないといけなくなり不当である。

そこで、定款に記載がある範囲内で発起人の権限を認めるべきである（28 条 2 号）。

本件において、甲社の設立時の定款に財産引き受けについての記載がないから、これは財産引き受けとして無効であり、甲社には帰属せず、発起人 Y が責任を負うこととなる。